

## 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業

令和元年9月30日

### 記録の保存期間について

#### 1 記録の保存期間

##### (1) サービス事業者

記録の種類	提供した具体的なサービスの内容等の記録	その他の記録
保存期間	完結の日から <u>5年</u>	完結の日から2年
記録の種類	介護予防 ケアマネジメント台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から <u>5年</u>	完結の日から2年

※完結の日＝訪問・通所介護計画終了日

##### (2) 介護予防支援事業所

記録の種類	介護予防 ケアマネジメント台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から <u>5年</u>	完結の日から2年
記録の種類	介護予防支援台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から <u>5年</u>	完結の日から2年

※完結の日＝介護予防ケアマネジメント終了日

#### 2 適用開始年月日

令和元年10月1日

※平成29年10月1日以降に完結した記録から5年保存とする。

#### 3 参考

##### (1) 国（訪問介護、通所介護、介護予防支援）の規定

すべての記録の保存期間が2年

##### (2) 弘前市指定地域密着型サービスの規定

記録の種類	提供した具体的なサービスの内容等の記録	その他の記録
保存期間	完結の日から5年	完結の日から2年
記録の種類	介護予防支援台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から5年	完結の日から2年

##### (3) 弘前市指定介護予防支援の規定

記録の種類	介護予防支援台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から5年	完結の日から2年
記録の種類	介護予防支援台帳	その他の記録
保存期間	完結の日から5年	完結の日から2年

#### 4 市の考え方

市は、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合に返還請求をするが、その時効は地方自治法により5年間とされているため、請求権の時効と同じ5年間に延長し、請求の実効性を確保するもの。